

別表第一 (南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法)  
(第五条及び第十五条関係)

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の気象	イ いおう酸化物の排出濃度及び排出量 ロ ばいじんの排出濃度 ハ 窒素酸化物の排出濃度 ニ 燃料の種類別の使用量 ホ 焼却した廃棄物の種類及び量	イ 排出口におけるいおう酸化物の濃度及び排出ガス量の測定 ロ 燃料使用量及び燃料中のいおう含有率に基づくいおう酸化物の排出量の算出 ハ 排出口におけるばいじん又は窒素酸化物の濃度の測定 ニ 積雪表層の採取と分析 ホ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の水	イ 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)第二条に掲げる物質(あらかじめ環境大臣が指定するものに限る。)の量又は濃度 ロ 水質汚濁防止法施行令第三条に掲げる項目(あらかじめ環境大臣が指定するものに限る。) ハ 排出水の総量	イ 排出水の採取及び分析 ロ 排出水域における試料の採取及び分析 ハ 測器を用いた計測 ニ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の雪氷	イ 雪氷の表層の状態	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の土壌	イ 地表の土壌又は岩石の状態	イ 写真撮影による観測 ロ 試料の採取及び分析 ハ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の岩石		
南極地域の地形	イ 地形の変化	イ 現地測量又は計測 ロ 写真撮影による観測ハ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の地質		
南極地域に生息又は生育する動植物	イ 動植物の個体群又は群集若しくは群落の生息状態又は生育状態 ロ 動植物の群集又は群落の構成	イ 目視による構成種及び個体数の調査 ロ 捕獲調査 ハ 植生調査 ニ 写真撮影による観測 ホ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極史跡記念物	イ 南極史跡記念物の位置及び状態の変化	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の景観	イ 人為による景観の変化	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの